

令和6年度（令和5年度からの繰越分）青森県認可外保育施設性被害防止対策
支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1 県は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定による届出を行っている認可外保育施設（中核市所在の施設及び児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。）（以下「施設」という。）における性被害防止対策を強化するため、施設の設置者（以下「事業者」という。）が性被害防止対策に必要な設備を導入するのに要する経費について、予算の範囲内において、事業者に対し、青森県認可外保育施設性被害防止対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる

（補助事業）

第2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和6年7月23日こ成総第82号及びこ支総第82号こども家庭庁成育局長及び支援局長通知の別紙「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき事業者が行う、性被害防止対策に係る設備等を導入する事業とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（申請書等）

第4 規則第3条第1項の申請書は、様式第1号によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請額内訳書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をする場合において、事業変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、財産管理台帳（様式第6号）その他の関係書類を作成し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (7) 補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第7号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告するとともに、知事の定めるところにより、これを県に納付すること。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。

(申請の取下げの期日)

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第8 補助金の請求は、補助金請求書(様式第8号)を知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は令和7年4月5日のいずれか早い期日までに、事業完了(廃止)実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 精算額内訳書(様式第10号)
- (2) その他知事が必要と認める書類
- (3) 歳入歳出(収入支出)決算(見込)書抄本
- (4) 財産管理台帳(様式第6号)の写し

附 則

この要綱は、令和7年2月14日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第3関係）

補助対象経費	補助基準額	補助金の額
<p>認可外保育施設性被害防止対策設備等の導入に必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費</p>	<p>1施設（事業所）あたり 100,000円</p>	<p>補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の金額に4分の3を乗じて得た額（ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）以内の額とする。</p>